

令和元年度第1回 市民参加制度審査会 会議録

日時 令和元年7月29日（月）

14時00分～16時00分

場所 逗子市役所5階 第4会議室

出席者 出石 稔会長 石田晴美委員 川戸裕佑副会長 吉原和行委員

欠席者 牧瀬 稔委員 安達 健委員

事務局 市民協働部 石井 聡次長

市民協働課 中川公嗣係長 北村絵理主事

（ 配布資料 ）

- ・令和元年度第1回市民参加制度審査会次第
- ・令和元年度第1回市民参加制度審査会当日スケジュール
- ・調査書内容一覧表
- ・審査・評価票

【市民協働部・石井聡次長】 改めまして、こんにちは。

本日もお集まりいただき、ありがとうございます。先日は大変失礼いたしました。

それでは、本日の市民参加制度審査会を開催いたします。

本日出席者、定数6名に対し、4名の出席をいただいております。過半数を超えていますので、逗子市市民参加条例施行規則第9条第5項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

若干、事前のご通知と違いまして組み替えている部分がありますので、資料の番号と前後するところがございますが、本日お配りのスケジュールに基づいて進めていただきたいと思いますと考えております。

本日は、評価案件が16件、審査案件が4件の計20件を予定しております。

前回ご指摘をいただいたところですが、審査結果につきましては、適当、不適当ということだけではなく、適当の中には一定の条件つきでの適当ということも含まれるということと、それに合わせて、ご意見、コメントをいただいて、そのいただいた意見をもちまして事務局と、それから審査会会長とで答申内容を調整をさせていただきまして、最終的な答申としたいと考えてございます。

それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【出石稔会長】 それでは、前回、流会ということになりましたが、早速、時間もどんどん、5分刻みでありますので進めてまいりたいと思います。

では、一部、組み替えになっているんですね。19番以前のものが入ってきているということですね。

【市民協働部・石井聡次長】 そのとおりです。

【出石稔会長】 それは、では、そうすると、配られている2分冊のうちの1分冊目も使うということですね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、そのとおりでございます。

【出石稔会長】 では、皆さん大変ですが、最初は20からずっと始まって…。

【市民協働部・石井聡次長】 33までですね。

【出石稔会長】 33までは2分冊目の資料でやってきていると思うんですが、その後は適宜、進めていきたいと思っております。

評価案件と審査案件が混ざっておりますが、部局の都合によって分けていません。ばらばらに入ってきますので、今日配られている当日スケジュールのところの審査案件、評価案件とい

うところをよくご確認の上、ご審議いただければと思います。

では、まず20番、企画課の審査案件について、総合計画の改定について、ご説明をお願いいたします。

【経営企画部・福本修司次長】 3件ありまして、まず審査案件、総合計画の各実施計画の改定ということですが、わかりづらいのが、調査書の3で、総合計画の実施計画の見直しという案件が引き続きありますので、混乱する部分があるのかなと思うんですけども、一遍にご説明したいと思いますので。

【出石稔会長】 20と21を一遍に説明するわけですね、20と22か。

【経営企画部・福本修司次長】 20と22です。

【出石稔会長】 22を先に説明する。

【経営企画部・福本修司次長】 はい。22のほうが調査書3で結果を評価されたいという案件ですが、20のほうはこれから行う計画のもので。

まず、両方とも総合計画の実施計画が対象となっておりますが、結論としましては、総合計画の改定を行う見込みがあるということで、調査書1を出しているところです。

調査書の3のほうの実施計画の見直しというのは、調査書1のほうの総合計画の改定を行うに当たりまして、その前段階として、実施計画の改定を見直しして改定が必要かどうかの確認作業を行うというのがございまして、そこで改定が必要だよというような判断があれば、改定するというのが手続としてあります。

まず、調査書の3のほうから説明したいんですが、逗子市の実施計画は4年間足す4年間、8年間の実施計画となっております、この前半の4年が終わるところで実施計画を策定する前提条件的なこと、情勢と言っていますが、情勢に変化があった場合は見直しを行いますということを総合計画に定めています。ですので、まず、調査書の3については、そういった総合計画の見直しを行う必要があるかどうか、情勢の変化があったかどうかを確認する作業を市民参加で行い、それに従って総合計画の改定を行ったといったことであります。

調査書の1については、実はそれとは別の流れで今回発生しておりまして、どういうことかといいますと、昨年の12月に市長が交代しました。新しく市長が就任しましたので、市長が今後取り組んでいく取り組みにつきまして、総合計画のほうに新しく位置づける必要性があるのではないかといたことでございます。ですので、調査書の3番のほうは、計画に定めている情勢の変化に従って見直しを行いましたということ。それで、調査書の1については、市長が交代することによって情勢の変化による見直しとは別に改定を行うといったことも計画をしてい

ますということです。

市民参加につきましては、両方とも総合計画審議会がございまして、そこでご審議いただくのは当然ですが、それ以外には、あとはパブリックコメントといったことをやっていく、あるいは行ったといったこととございます。

簡単でございますが、説明は以上です。

【出石稔会長】 調査書3のほうは、評価案件の平成30年度実施の情勢の変化による見直しは審議会と懇話会ですね、パブリックコメントではなくて。

【経営企画部・福本修司次長】 すみません。これは…。

【出石稔会長】 実施結果。

【経営企画部・福本修司次長】 正確に言いますと、平成30年度と31年度にまたいで、この調査書3の市民参加が行われておりまして、30年度に関しては審議会・懇話会等を行ったところで、31年度の当初にパブリックコメントを行って、いわゆる情勢の変化に伴う見直しを行ったというところなんです。それで、この懇話会にチェックが入っているのは、総合計画は企画課が行っている総計審による、要するに審議会で行う審議以外に、その下にいろいろと施策単位の計画がぶら下がってしまっていて、そこに関係する審議会とか懇話会に意見聴取をかけるんですね。そういったもろもろの 절차를積み上げていって、この改定の処理を行っておりますので、この見直しに関しては、そういった関係する懇話会等も含めて意見を伺うということになっておりますから、ここにチェックが入っていると。

【出石稔会長】 これは、私は総計審の会長なので私はよくわかっているんですが、ほかの方にもう一回私から説明すると、そもそも総合計画の見直しの市民参加手続は2年間かけると、平成30年、令和元年と2年間かけると。ところが市長がかわったもので、その2年度目の令和元年度に、市長の意向により見直しが入ったと、見直しが入って改定をするということで、今年度の見直しを行うための市民参加手続をして、これが調査書1のほうですが、パブリックコメントと総計審がかかわっているということで、結局最後はくつつくんですよね。

【経営企画部・福本修司次長】 そうですね、はい。

【出石稔会長】 最後のパブリックコメントは両方一緒にというか。

【経営企画部・福本修司次長】 調査書3のほうは、もう既に終わっています。それで、この間の6月議会のほうで、情勢の変化に伴う見直しに関しては議決をいただいたところなんです。調査書3については、この調書には平成29年…。

【出石稔会長】 これは終わっているんだ。

【経営企画部・福本修司次長】 30年度に書きたいんですけども、31年度のはもう現段階においては終わっています。

【出石稔会長】 そうしたら、パブリックコメントは。

【経営企画部・福本修司次長】 パブリックコメントは30年度ではなくて31年度に行っているところで、これは調書には書きようがなかった。

【出石稔会長】 31年度の中でも、また並行して動いていて、6月議会で終わっているわけね。

【経営企画部・福本修司次長】 はい、そういうことです。

【出石稔会長】 いかがでしょうか。ではセットで、どちらのほうでも結構です。今評価しているのは20番の案件と22番の案件です。

【吉原和行委員】 22番で、調査書3で、市民参加制度審査会での審査結果の指摘事項というのは空欄なんですけれども、審査会は開かれた、しかし、指摘事項はなかったということなんですか。大体、僕、ほかもそうなんですけれども、こういうブランクというのは、審査会は開かれなかったのか、開かれたのかというのがわからないんですけども、とにかく開かれた場合でも、審査会から指摘事項はなかったと。

【経営企画部・福本修司次長】 今の質問は…。

【吉原和行委員】 空欄があったから、もし開かれて、指摘事項がなければ、なしとか。

【経営企画部・福本修司次長】 審査会は、総計審ではなくて審査会。

【吉原和行委員】 審査会。

【経営企画部・福本修司次長】 審査会は、こちらの審査会。

【吉原和行委員】 今のことですか、評価でしょう。

【出石稔会長】 これは後で書くんでしょう。

【吉原和行委員】 審査のときの表というのは、調査書1というのはあるので、今日ではなくて。評価の場合には調査書1というのは、市民参加制度審査会って行われるものではないんですか、わからないんですけども。

【出石稔会長】 これは事務局から答えてもらったほうがいいですね。この調査書3の下から4段落目のところに書いてある欄について。

【市民協働部・石井聡次長】 例えば、次の24番の保育課のところなんかを見ていただくと非常にわかりやすいかなと思うんですが、調査書の1を審査案件としてした場合に、答申の中でご意見を皆さんからいただいて、こういうふうにやったほうがいいんじゃないかという意見をいただいた場合に、ここに審査結果の指摘事項が入って、では、こう工夫して実施しましたと

というのが、その下の指摘事項に対する改善事項として入ってくる、これはある場合もあります。それで、こちらは入っていないので、恐らくなかったので、今のご意見からすると、なしと書くべき、上がなければ下もないので、上になしと書いておくべきだと、そういうことですよね。

【吉原和行委員】 はい。

【市民協働部・石井聡次長】 それはこちらは非常に重要な話なので、次回以降、そこは徹底するようにいたします。

【出石稔会長】 審査の段階でなかったということですか。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【石田晴美委員】 すみません、今の22番なんですけれども、調査書のところに懇話会等にチェックが入っているんですけれども、表には審議会には入っているんですけれども、その下に懇話会等からの意見聴取とあって、表のところだけだと何も入っていないんですけれども、これはどういう…。

【経営企画部・福本修司次長】 懇話会が、実は逗子市の総合計画の構成上とといいますか、進行管理のやり方が、要するに体系があって、総合計画・基本構想があって、施策体系があって、個別の計画の体系があるというふうになっています。基本、例えば福祉であったりが政策の分野であって、その下に、福祉であれば障害だとか高齢者とか子育てとかというのは、また個別の施策として位置付けている。それで、それぞれのところに懇話会とかを設置してまして、ちょっと数が非常に多いというのがありまして、記載のしようが難しかったので、こういったようになっていくということです。

【石田晴美委員】 この表には書けないけれど、何か別に表とかはないんですか。結局、懇話会は、いろんなところがぶら下がってきていてやりました、でも、それはそれで、ここが一体何になるのか、名前だけで空白では、ちょっとこちらは何も言えない。

【出石稔会長】 そうですよ。大変だけれども、やるしかないかもね。多分、山のようにあるんですよ、開催回数。ただ、おのおのの懇話会等が、それこそ公募比率がちゃんとしているかとかというのはやっぱり必要だと思うんですよ。

【経営企画部・福本修司次長】 それぞれの懇話会につきましては、それぞれのところでそもそも市民参加の対象として審査を受けているはずなんです。それぞれの審議会の対象となっているところで。懇話会の構成につきましても、市民参加条例の対象となっておりまして、特に市民参加条例ができた当初に、そのときにあった懇話会、審議会等の比率は基本的に一括して審査の対象として、市民参加の条例を満たしているかどうかというのは確認作業もしている

ところですよ。ですので、そういった意味では、そこは今回の審査の対象では直接はないのかなと、我々は考えたところではあります。

【石田晴美委員】 そのことをどこかにきちんと書けばいいんだと思うんですね。ほかできちんとやっている、これとこれとこれだって、これは別にきちんとやっていますというのを書かないと、これだと、見た人は何にもわからないので。

【出石稔会長】 あるいは、懇話会等は入れなくてよかったのかもしれない。

【石田晴美委員】 でも、最初に入れてしまったんですよね、これは。審査のときに、懇話会等にチェックが入っていますよね。

【出石稔会長】 多分、感覚的には本当に複雑なやり方をしているのだと思うのですが、各懇話会でやったとしても、これは総計審で全部を見えていますからね、基本的に、それを受けて。そこに公募委員が入っているので、さらに言えば、その懇話会ごとに、その個別パーツごとに懇話会にかけることを市民参加制度審査会に基本的にかけていると。

【経営企画部・福本修司次長】 見直しという点では、恐らく進行管理というのは、いわゆるルーチンワークでやられているので、その中で意見をいただいているわけですから、多分そのことだけを取り上げての市民参加条例の案件としては、多分出していないので。

【出石稔会長】 1つの市民参加ではないのね。だから、あえて言うならば要らなかったんだらうと思いますよ、懇話会は。整理してしまえば、総計審で市民参加でやってきて、ここには出てこないんだけど、来年のここに出てくるんだけど、6月までの間にパブリックコメントもやったという。

そういうことで、端的には、この調査書からは「懇話会等」を抜いてしまったほうがいいかもしれない。消極的という意味じゃなくて。

【吉原和行委員】 市民参加制度審査会の市民公募のチラシには、他の審議会、協議会に就任していないのが条件だったので、会長は、いわゆる学識経験者の場合は兼務は構わないということですか。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、そういうことです。

【出石稔会長】 すみません、一応、そういうことでやっております。何なら、私も逆に言うと公募は出られないんだね、だからね。

【市民協働部・石井聡次長】 そうですね。これは本当に市民参加条例側の考え方だと思うんですけども、公募の市民委員を兼ねていらっしゃる方が多いというのは割とよくあった、過去には。公募の市民委員で、いろんな分野の市民委員を兼ねていらっしゃる方が多い、多くな

ってしまう状況というがあるので、できる限り幅広く、市民の方が市民委員としていろんな分野に入っていただくという趣旨から、多くのところで公募の市民委員に関しては他の審議会、懇話会の委員となっていないということを条件にしていることが多いです。

対立してしまうことはあり得ますが、趣旨としたら、1人の方が10個も20個も審議会を兼ねたら、それはおかしいよねという考え方です。

【出石稔会長】 この関係は逆の意味で、私の場合、この審議に私に加わっていいのかという議論も実はあるんです。過去には議論したことがあって、いわゆる行政不服審査会とか。

では、この2点、よろしいでしょうか。特に問題なしということで、適当とさせていただきます。

【石田晴美委員】 懇話会はチェックしますか。

【出石稔会長】 チェックします、はい。

審議会等が、昨年度はそうで、今年度はパブリック等を実施しているんだけど、今年度はここに出てこない。だから、変な話、来年の今ごろのときに、これはもう一回出てくる、パブリックコメントをやって。形式的にそうになってしまうんだね。それも、本当は評価してしまってもいいような気も、しないでもないですけども、わかっているんだからね。またそれも考えましょう。

では、21番に戻ります。

【企画課・四宮明彦専任主査】 それでは、ご説明させていただきます。

評価案件が、市の総合計画のリーディング事業で定めているJR東逗子駅前用地活用事業に関する市民参加のご報告という形になります。

この事業は、JRの東逗子駅前の用地を市土地開発公社が保有しておりまして、そこについての有効活用の計画となっています。本当に一言で申し上げますと、その場所に市内に点在する公共施設を集めて再編を図るということと、あと民間事業者と一緒に事業を行うことで、市の活性化を図るという大きく2つの目標を持って事業計画を進めております。事業はまだ完了しておりませんで、この調査書3では平成30年度の市民参加の報告ということになります。

実施した市民参加手続としましては、事業の大まかな方針を皆様にお示しする基本構想の案を昨年度に作成しまして、それをベースに11月に市民説明会を開催いたしました。説明会は、その当日午前沼間会館で、この公有地付近の住民に向けた、あと午後に市役所で市民全体に

向けた説明会を行いまして、それぞれ12名、5名のご参加をいただき、合計17名のご参加をいただいたということです。

昨年度のほうは以上になるんですけども、補足といたしまして、まだ完結しておりませんと申しあげましたけれども、本来であれば説明会の次年度、つまり今年度になります。基本計画という形でより具体的な計画を定めて、そこでまた改めて市民参加の形で説明会と、その計画のパブリックコメントということで予定しておったんですけども、先ほどちょっと申し上げたとおり変更が必要になりまして、事業の実施の前提に多少変更が出たところでございます。

あまり細かいところは関係がないところなんですけれども、公有地だけではなくて道路に面した隣接する民有地、こちらも含めて一体的な整備をまずは目指すということが桐ヶ谷新市長から考えとして示されましたので、具体的に計画を進めるというよりは、改めて大まかな方針を示す基本構想の案を検討し直す状況にありますので、必要に応じて昨年度と同様に、状況が整いましたら、改めて基本構想レベルでの市民参加の意味合いでの説明会を実施することを考えております。

ご説明は以上です。

【出石稔会長】 では、こちら、あと令和3年までかかるのね、一応、計画ではね。

【企画課・四宮明彦専任主査】 そうです。ただ、計画自体がすこし後ろに倒れていくような形になっているので、少し延びる可能性が出てきています。

【出石稔会長】 ということで、今回は、先ほどとすこし似ていますが、平成30年度の部分についての市民参加の結果で、市民説明会を開催したと。ご意見等をお願いいたします。

【吉原和行委員】 蛇足になってしまうんですけども、これを読んでびっくりしたんですけども、こういう十数年前に、具体的な利用計画がないまま土地を購入したという経緯、非常に一市民としては疑問に思っています。確かに駅前のいい土地ですけども、そんなに立地条件はよくない。収益性が特に高いと思えないんですね。このいろいろやりとりも読みましたけれども、これは民間の活力だって、これは限界があるわけです。こんなただただやっつけてもどうしようもなく、思い切って抜本的に、それこそ市長はそういうお考えなのかもしれませんけれども、抜本的にもう見直さないといけないのではないですか。

ただ、ずっとお読みしていると、これは資産が負債化しているだけの話であって、これは開発公社に移っているから、ある意味、連結決算だったら網羅されるけれど、これは普通の会社だったら、これは不良性の資産ですよ。これに対して、全く具体性がないですよ、これを読んで

でいて。一体誰が事業主体になるのか、それから何をしたいのかというのが見えないし、それはどうやって収益性を裏づけることができるのか、一体どこまで市は真面目に考えているのか。これは本当に全然知らなかったですけども、どうしてこんな曖昧な、いいかげんなことが行われているのかと思いますね。

【経営企画部・福本修司次長】 事業の中身…。

【出石稔会長】 中身だけでも、ちょっとコメントができれば。

【吉原和行委員】 いや、だけれども、これは何回も読むほど、これはこのままだ時間経過するのを待っているような話ではないですか。そんな態度でいいんですか、これは。

【経営企画部・福本修司次長】 いいか悪いかというより、まず現状、土地が今、塩漬けの状態になっているのはあるので、我々としては、そこをやはり使って、やれることをやっていきたいと思っていたわけですし、それで、それを検討しているのが今の手続の段階です。

【吉原和行委員】 何も出ていないじゃないですか。

【経営企画部・福本修司次長】 それで、市民参加制度審査会は細かい、具体的にここを何に使うかの計画について審議いただく場ではないので、そこについての説明は最低限に限らせていただきたいのですが、経過としては、国鉄がJRに民営化されるときに、日本全国の資産が国鉄の赤字解消の一助になるために、要するにかなり処分をされたといったのがあります。国策としてそうなって、結果的に多くの自治体が、その土地を引き取ったといった背景がございます。

ただ、取得した土地である以上は使わなければならないということで、ここまでも、過去にも何回か活用について検討を進めてきたのではありますが、例えば地元の理解が得られなくて実現をしなかったとかいったようなことも、実は繰り返してきたと。今回また改めて、やはり現状があのままではよくないわけなので、活用して市のために使っていこうといったことで、検討を始めたというところがございます。

【川戸裕佑副会長】 このPFI方式というのは、資金調達は民間事業者…。

【出石稔会長】 申し訳ないんだけど、時間の関係もあるので、ご意見、憤慨の思いはお二人ともよくわかるんだけど、それはここで審議するところではないから。あえて言うならば、市民参加手続を迅速に進められたいぐらいの意見はつけてもいいんですけども、そこはわきまえてください。

【吉原和行委員】 わかりますけれども、それはやっぱりルーチンで処理すべきものではないと…。

【出石稔会長】 それはここで言うことではない、言えないんです、我々は。市民参加制度についての審査会ですよ、ここは。

【吉原和行委員】 だから、そういう手続では、もう間に合わない状態にあるんじゃないですかという。

【出石稔会長】 では、あなたは、それをどこかに意見を出したいですか。要は、ここで議事録には残るし、それはいいですよ。我々は、このやり方がおかしいという指摘はできないんです、市民参加手続なので。

【吉原和行委員】 わかっています。だけれども、このプロセスが、やはりもうこれはなじまないような案件なのではないかなと。

【出石稔会長】 では、それをつけたいですか。

【吉原和行委員】 つけたいですね。

【出石稔会長】 では、個人の意見として出してください。

【吉原和行委員】 はい。

【出石稔会長】 わかりました。

ほかに何かありますか。市民参加手続の手法として、何かありますか。

なければ、一旦ここは適当して、先ほどの意見については、まず出してください。後で検討いたします。以上です。

【出石稔会長】 では、続いて23番、学校教育課長。

【学校教育課・内田源一郎担当課長】 学校教育総合プラン（第5期）の策定ということです。

平成18年から学校教育総合プラン（第1期）を策定し、今、その第4期が昨年度に終了ということで、今年度より第5期を策定するのに向けて、昨年度、策定に向けて懇話会のほうを全7回、開催をさせていただきました。第1回目と第7回目、最初と最後は第4期の進行管理ということで、2回目から6回目までが第5期の総合プランの策定のための会議ということになります。

市民の参加につきましては、委員が13名いる中で、プラス公募委員の方が3名ということで、委員の全体の数としては16名になります。

そのほかに、昨年12月11日から1月11日まで、1カ月の間、この第5期総合プランのほうのパブリックコメントを実施しました。実施をしたんですけども、意見の数としてはゼロ件ということで、特に意見のほうは出されなかったという状況です。

以上です。

【出石稔会長】 では、ただいまの件について、どうぞご意見をお願いいたします。

【石田晴美委員】 すみません、公募市民の割合の18.8%は適当なんでしょうか。20%を切っていますよね。だから、その理由みたいなものを…。

【吉原和行委員】 これは17人ではないんですか、16人ですか。

【石田晴美委員】 この事務局を入れると17人なんですけれども、それもちょっと質問したいですね。

【吉原和行委員】 失礼しました。

【石田晴美委員】 いや、わかりません。事務局だけでも、懇話会参加者だから入っているのかもしれないし、入っていないかもしれないし。

【学校教育課・内田源一郎担当課長】 事務局はあくまで事務局、委員ではないので、ここではカウントはしていないんですけれども、委員の数としましては…。

【石田晴美委員】 16人になる。

【学校教育課・内田源一郎担当課長】 公募委員も含めて16人。

【石田晴美委員】 そうですよ。ですから、20%を切っていますけれども、理由は何ですかという。公募したけれども、来なかった。ではなくて、もともと公募しなかった。

【学校教育課・内田源一郎担当課長】 いえ、公募はしたんですけれども、3名までしか参加がなかったということです。

【出石稔会長】 何名公募したのでしょうか、そのとき。

【学校教育課・内田源一郎担当課長】 公募しているのは、基本的には4名だったんですけれども。

【出石稔会長】 公募人数を満たせば20%にいくんだけれども、実際には3名しかいなかったということですか。

【学校教育課・内田源一郎担当課長】 はい。

【石田晴美委員】 この懇話会、1回とか2回の開催で、公募市民が足りなかったんだったら仕方ないと思えるんですけれども、5月29日から3月4日まで結構長い間かけて、それはずっと募集はかけて続けているんですか、1名欠員なわけですから。

【学校教育課・内田源一郎担当課長】 そこに関しては、かけ続けてはいなかったです。3名で進めていきました。

【石田晴美委員】 回数が多いので、足りなかったのであれば入れますというのは、広報でも、

毎月でも、続けて募集されたらよかったのかなと思います。

【出石稔会長】 ほかはいかがでしょうか。

そうすると、どうでしょうか。今回、適当、条件つきというのをつくったんですけれども、それにするのか、それとも懇話会等をやっている、それからパブリックコメントはゼロでしたけれども、やっているという手続上は満たしている。ただし、要件に沿って履行していないし、懇話会等だから。やはり条件つきなんですかね。条件つき、だから今後満たすように、この案件は終わってしまっていますけれども、これはこの案件のみだから、もう解散なんですか。

【学校教育課・内田源一郎担当課長】 この第5期の策定に関しては解散です。

【出石稔会長】 解散しているんですね。だから、この瑕疵を治癒することは難しいわけですね。どうでしょうか。今回、初めてこの案をつくったので。

【石田晴美委員】 ただ、普段は公募市民は20%と言っているわけですから、あと、それから可能な限りの努力をしたとも言えないようなので、条件つき。

【出石稔会長】 不適當ではなくていいですか。

【石田晴美委員】 はい。

【出石稔会長】 条件つきで、20%要件はやはり満たすべきであったというような形にしましょうか。よろしいですか。では、そのようにいたします。

今後そういう、また第6期もあるんでしょから、そのときには公募要件は大事なので、条例上そうしているので、公募を入れることを市民参加で。その辺はご留意ください。

ありがとうございました。

【出石稔会長】 続いて、24番、保育課さん。それでは、お願いします。

【教育部・杉山正彦参事】 教育部参事、保育課長の杉山です。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 保育課の栗飯原です。よろしくお願いします。

【教育部・杉山正彦参事】 では、保育課は3件ございますけれども、順次よろしくお願ひ申し上げます。

1点目ですけれども、保育所保育料等の見直しということで、保育所を利用されているお子さんの保育料を見直すという案件でございます。

市民参加条例の対象区分としては、市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃ということで実施しています。

市民参加の方法としては、パブリックコメントと審議会等、審議会については子ども・子育て

て会議、あとは保育園長会議という形になります。

この保育園長会議では、保育園長関係者の出席をいただき、意見提出へのご協力をお願いしています。要望パブリックコメントにつきましては、ご意見等がいただけるように、保育所からさらに周知したところがございます。

実施結果については、平成30年9月1日から9月30日までの1カ月間で、ご意見としては合計3件、人数では2件なんですけれども合計して3件。うち1件が保育料の値上げに反対、もう一件がパブリックコメントの周知の方法がよくない、ということです。

よろしくご審議願います。

【出石稔会長】 では、これについて、ご意見があったらお願いします。どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 前回の指摘事項で、幅広い関係者の意見を聴くというのをお話しいたいて、これはとてもよかったと思います。それで保育園の保護者のご意見や反応等を持ち寄って保育園長会議ではこの内容については、何かありましたか。

【教育部・杉山正彦参事】 特段、保育園長会議ではご意見は出ませんでした。

【出石稔会長】 パブリックコメントで、パブリックコメントの周知の方法がよくないという意見が出ていますが、この部分だけですか、何か具体的にもう少し書いてあるんですか。

【教育部・杉山正彦参事】 実はこの案件と、この次の案件の放課後児童クラブの保育料の見直しという2案件で同時にパブリックコメントを実施してまして、放課後児童クラブの保育料に関しては、今回が初めての改定というところがあって、保護者会から説明会の開催をしてほしいということで、説明会を追加開催しました。小学校と保育園の両方にお子さんがいる家庭で、放課後児童クラブのほうは説明会があったということで、そこに対するご指摘というふうに思います。

【出石稔会長】 なるほど。片一方は、そういう要望に応じてやったんだけど、こっちはなかったから、それが行うべきだったということですね。

【教育部・杉山正彦参事】 そうですね、はい。団体や組織から正式な形で説明会の開催のご要望はなかったものですから、放課後児童クラブには市内のクラブ全部で構成された保護者会連絡会があるものですから、保護者会のご要望ということで説明会を開催したということになります。

【出石稔会長】 いかがでしょうか。

パブリックコメントの周知がホームページでされていないとか、そういうことではないわけですね。

【教育部・杉山正彦参事】 そういうことではないです、はい。

【出石稔会長】 よろしいでしょうか。では、これは適当といたします。

【出石稔会長】 続いて、25番ですね。

【教育部・杉山正彦参事】 放課後児童クラブ保育料の見直しということでございます。

こちらも同様に、市民生活に重大な影響を与えるという対象事項の区分としております。

市民参加の状況としては、パブリックコメント、審議会等、その他説明会でございます。

審査会関連の事項は、子ども・子育て会議で行い、説明会は、先ほども申しあげましたけれども、保護者会連絡会から保護者を対象に説明会をやってほしいという要望があったので、追加で説明会を実施しております。

それでは、次のページですね。

パブリックコメントに関しましては、保育所保育料と同じように9月1日から9月30日まで開催いたしまして、閲覧場所は初めて市内放課後児童クラブを入れてございます。内容としまして、事業の実施手法として、朝7時半から、少し時間を早めて開所するということと、保育料の見直しを行うというところで、内容としては2つの案件が入ってございましたので、保育料の値上げについて10案件、それから朝の開所時間変更については4案件ということで、合計14案件のご意見を賜ったということです。内容としては、お手元の資料のとおりでございます。本案件に関しましては、審査会の審査も行い、パブリックコメントも行ったんですが、昨年の第4回定例会に条例改正の議案を提案をいたしましたのですが、否決されましたので、結果的に手続は行いましたけれども、この条例改正は行われていません。

【出石稔会長】 ということで、議会では否決されたということですね。パブリックコメントのときに、今言った値上げについてと、それから保育所保育についての意見に対して採否の理由のところ、慎重に検討しますとか、検討を重ねますと書いてあるんですが、これはパブリックコメントを経た上で、これは例えば値上げ幅を圧縮したりとか、早朝保育をやめたりとかという案に変えたんですか。

【教育部・杉山正彦参事】 保育料については若干緩和をして、案を作成しました。

【出石稔会長】 緩和した。

【教育部・杉山正彦参事】 条例の案ではしております。

【出石稔会長】 早朝保育は。

【教育部・杉山正彦参事】 早朝保育はそのままで。

【出石稔会長】 そのままね。そうすると、これは早朝保育については意見を採用していないということではないですか。今、○になっているけれども。

【教育部・杉山正彦参事】 早朝保育に関してはできる規定になっていまして、必要がある場合に、指定管理者との協議の中で実施することができるという規定になっていますから、行うという規定ではなかったんです。

【出石稔会長】 それを、では、変えたわけですか。

【教育部・杉山正彦参事】 そこは条例をそのまま残しました。

【出石稔会長】 言いたいのは、○というのは素案に対して意見があって、修正した、つまり変えたということでしょう。それで、検討を重ねますと書いてあるけれども、今のお答えは変えていないということだったら、これは反映していないから、別に悪いわけじゃないんですよ、反映していないから△になるのかな。

【教育部・杉山正彦参事】 ○ではないという…、そうですね、はい。

【出石稔会長】 それは厳格にやらないと。採用しなくてはいけないわけではないのでね。一方、値上げについては圧縮したわけだから、採用したわけですよ。そういうところはやはりきちんとしたほうがいい。結果、否決なんですけれども。行政までのことだから、議会の議決は…。

いかがでしょうか。これにつきまして、ご意見があれば、特によろしいですか。

【川戸裕佑副会長】 今の話ですと、保育の実施結果について、○とか□とかというのは行政の判断に対してということ。何に対して書かれていたのかというところで、最終的に決まったものではなく、行政でまとめた内容に対しての。

【出石稔会長】 条例って、結局、行政側ができることって提案までなんです。それで、議会が議決するかどうかということは、本手続の前の段階で。パブリックコメントというのは、その議会に出す条例案の前の段階、素案の段階で意見を聞いて、その結果、例えば、値上げ幅を圧縮して条例案にしたというところまでなんです。それが、結果、通るか通らないかは、今度は議会の権限なので、この市民参加手続での云々ではないということ。我々も、そこは言えないので、その前の行政が、一連の市民参加を行った結果どうしたかというパブリックコメントの結果までです。

【川戸裕佑副会長】 わかりました。

【吉原和行委員】 子育て会議の資料とか、そういう答申書みたいなものが添付されていないと思うんですけれども、子育て会議では、やはりこの提案はやむを得ないとか、そういう話だ

ったわけですか。

【教育部・杉山正彦参事】 そうですね、はい。

【吉原和行委員】 だけれども、議会ではやっぱり値上げはまかりならんと…。

【出石稔会長】 変な話、これは前の市長で検討してきて、現市長が提案したの。

【教育部・杉山正彦参事】 はい。時期の話は議会の審議の中ではございました。

【出石稔会長】 手続としてはよろしいですか。

では、これは適当とさせていただきます、次、もう一件ですね。26番。

【教育部・杉山正彦参事】 幼稚園就園奨励費補助制度の市単独制度の改正ということで、これは緊急財政対策として行った事項について、改めて市民参加手続を行ったものでございます。こちらのほうも市民生活に重大な影響を与えるということで、市民参加の方法は、パブリックコメント、審議会等、ということであります。

前回の審査会の意見としては、幅広い関係者の意見を聴く機会を設けるということで、パブリックコメントの案の公表場所に市内幼稚園を追加しています。

パブリックコメントに関しましては、9月4日から10月3日の1カ月間、実施致いたしております。ご意見としましては、特に意見はゼロということで実施をしたという形です。

以上になります。

【出石稔会長】 こちらについて、ご意見等をお願いいたします。

【吉原和行委員】 これは議会にかからなかったんですか。

【教育部・杉山正彦参事】 議会にはかからない。

【吉原和行委員】 かからない…。

【教育部・杉山正彦参事】 はい。

【吉原和行委員】 こちらは、利用者からすると好ましくない。

【教育部・杉山正彦参事】 市単で補助していた補助の対象を限定をしていますから、それまでもらえていたのがもらえなくなったところはございます。緊急財政の案件は先行実施を、行政の判断で先に実施をした後に市民参加の手続を踏んでいるということですので、実際としては、もうこの形で運用された後にパブリックコメントがあったという、そんな形になっています。当然、保護者の方には別途、その旨はお知らせをいたしておりますので、このような形で圧縮させていただきますという周知はさせていただいているという状況でございます。

【出石稔会長】 では、よろしいですか。では、こちらは適当といたします。

【出石稔会長】 続いて2件、子育て支援課さんですね。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 よろしくどうぞお願いします。

【出石稔会長】 お願いします。

では、1件目のほう、27番。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 体験学習施設管理運営規則の改定ということでございます。

これは、今、体験学習施設の時間の短縮というところで、この7条1項の3、重大な影響を与えるというようなところの改正で、パブリックコメントと、それから審議会のほうでご意見をいただいたというところで、パブコメの意見はございませんでした。子育て支援会議でも、これは特に問題はないでしょうということで審議をいただいております。緊急財政の関係で、時間の短縮で実施しているところでございます。

【出石稔会長】 時間短縮ですね、会館の。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 はい。

【吉原和行委員】 これはサービスの中身、事業対象がよくわからないんですけれども、利用者の方にとってはかなり影響が大きいのではないですか。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 小学生から18歳までの子どもの利用というところでございます。

【吉原和行委員】 それは不便になるわけですね、利用される方。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 今で言うと平日が1時間短縮、午後8時までが午後7時まで、それから土日、祝日は午後8時までが午後5時までということで閉めておりますけれども、利用者にとってはというところはございますが、ただ、利用者の数と限定しますと、かなり少ない時間帯だったものですから、そこで緊急財政というところの中で早目に閉めたいという。

【吉原和行委員】 やはり利用者の声を聞くのは必要だったのではないかと思うんですけれども、直接影響が出ている…。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 直接的には、毎日、子どもが受付で入退館の受け付けをしておりますから、今度は早く閉まるよと、いうようなところで話はしましたけれども、お金が無いところで、こういうことなんだよというところではいろんな話は聞きましたが、使っている子どもたちに、不満がないかという、ないわけではないんですけれども、ただ、お金が

なくて、ここはこういう形になるんだけど、ごめんねというところで話はしてきたというところ。実際としては、子どものやりとりの中でそういう話をしています。

【吉原和行委員】 子どもというか、親御さんね。これは非公式にそういうことをされたんですけれども、公式の場で設けてもよかったのではないかなと思いますけれども。

【石田晴美委員】 すみません、この逗子市体験学習施設というのは利用者は幾つぐらいの子が多いんですか。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 中学生ぐらいが一番多いですね。中1、中2、それから高1、高2が多い。3年生になると、受験とかというのがあるのでなかなか厳しいんですけども。

【石田晴美委員】 もう終わってしまったことですが、子どもたちにパブリックコメントといっても難しいので、これから、でも、市民になっていくわけですから、子どもたちにこういう制度があって、こういうことになるからというので、何か意見があったら言ってねみたいな機会は与えてあげてもよかったのかもしれないですね。だから、今後もしも対象利用者が大人でないのであれば、子どもたちに、せっかく市民になる前段階ですから、子どもがパブリックコメントを出してはいけないというわけではないので、例えば中学生でも、漢字だらけの文章を読むかというのと、読まないと思うと、ちょっと砕けた感じの文章にして、こういうものがあるから、行政というのは直接意見を言って参加するものなんだよみたいな話でしてあげてもよかったのかもしれない。今後に生かしてもらいたい。

【出石稔会長】 そうですね。2人の意見はごもつともだなと思いますね。

ほかの案件で、窓口でアンケートをとるなんていうのをやっているところもあるんですね。だから、まさにそういうやり方であればできますよね、多分。パブリックコメントというのと、出しにくいけれども。そうすると、みんな、短縮反対になってしまうかもしれないけれども、でも、そういうのはやはり利用者本位である必要はあると思うので、この市民参加手続として不適當ではもちろんないんですけども、こういう案件というのは、まさに窓口でも意見を聞こうと思ったら聞けますので、今後のある意味、対応として考えていただきたい。

では、それは意見としてつけるようにしましょうか。

適當でいいですか。適當な上で、そういう利用者側の意見を聞いてもよかったのではないかとつけましょうか。

では、続いて、28番。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 逗子市ふれあいスクール事業実施要綱の改定ということで、これも緊急財政の絡みの関係で、これは土曜日を閉めるというような内容の要綱の改正になっておりまして、これは重大な影響を与えるということで、同じくパブリックコメントを通してから、子ども・子育て会議のほうで意見を頂戴しましたけれども、やむを得ないでしょうというふうなことで土曜閉館とさせていただいているところでございます。

【出石稔会長】 同じかな。

【石田晴美委員】 同じですね。子どもが今度小学生だからもっと具体的に発信しないと、仕方ないのよ、お金がないのよ、わかりましたという…。

【川戸裕佑副会長】 それで言うと、次の35番の市民協働課の案件はアンケートをとられていて…。

【市民協働部・石井聡次長】 これは今日の対象からは外れて。

【出石稔会長】 次回の。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、次回です。

【出石稔会長】 それは逆にいいことなんですよね。

この子ども・子育て会議って大変ですね。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 子どもにかかわること全て審議対象という、いわゆる子育て、その関係のまつわる。たまたま今年は計画の改正があるものですから、近々に会議がございました。かなり密な会議になっております。

【吉原和行委員】 逗子のユニークな取り組みとして、子どもに能教室を開いているんですよ。あれはやはり緊急財政で打ち切られたんですよ。あれって、子どもが能に親しむという機会であって、礼儀作法を教えるとか、日本の文化を学ぶいい機会だと僕は思って、結構長く続いていて、それが打ち切りになっているんですよ。やはり子どもの情操教育、それから文化面に対する予算の削減というのは、ほかを削っても優先して残すというような姿勢がないと、この市はだめですよ。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 私ども、スマイルの講座の中では、尺八とかお琴の文化協会にお願いをして体験講座ということでやっています。

【吉原和行委員】 能があるでしょう。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 お能は、私どもではなくて恐らく文化プラザホールのほうでやっていると思いますね。

【市民協働部・石井聡次長】 文化プラザホールで…。

【子育て支援課・石黒貫爾担当課長】 第一運動公園の中ですから、体育館、板張りのスタジオがあるようなところなものですから、その中で色々とありますけれども、お琴の講座は結構人気があって、秋の文化プラザホールでの発表会への子ども達の参加も…。

【吉原和行委員】 一市民としては、そういう事業というのはできるだけ存続してもらいたいなと思います。

【石田晴美委員】 お金がなかったら、寄附するようなところもありますよね。クラウドファンディングとか、あと、よく鎌倉だと市民が募金箱を江ノ電のところに持って、とか。

【出石稔会長】 これは事務局のほうも、全体のところで出したらいいかなと思うんだけど、こういう市民の利用施設なんかについての運用を変えるなんていうときは、今どうしてもパブリックコメントは出ないことが多いので、最近。本当に関心の高い、先ほどの放課後児童クラブみたいなものはあるんだけど、そういう手合いについては、やはりパブリックコメントはやらないといけないことになっているんだけど、やはり利用者、直接の指定講座とかにアンケートでも何でもいいけれども、意見を聞くような機会をつくるというのは、全般に通じて今回出していこうかなと。

皆さん、どうでしょうか、それは。

【吉原和行委員】 まさにそのとおりですね。アリーナですか、月に一回、最終月曜日が休みだったのが、毎週月曜日に休みになるとか、利用していませんけれどもね。やっぱりそういうのって、ユーザーの、利用者の声を十分聞いてもらいたいなと思いますけれども。聞いていなかったと思うんですよね。

【川戸裕佑副会長】 それで言うと、名称に、例えば石田委員がおっしゃったように、時間の短縮とか曜日の改定とわかりやすく書いていただくと、どういうことかなというのが…。

【吉原和行委員】 これは括弧書きで、何の資料もないから想像しようがないんですけども、今おっしゃったようなことを括弧書きでも書いてもらえませんか。

【出石稔会長】 それは事務局で全般を指導してもらって、調査書の書き方は工夫してもらったほうがいいですね。少しずつ改善してもらいたいと思います。

【川戸裕佑副会長】 パブリックコメントの募集要項に関しては、以前はこうで、今後こうですみたいな、どういうことになっているという、これは大分見やすくなっています。

【市民協働部・石井聡次長】 今の対象事項のパブリックコメントのところは、例えば、規則の改定ではなくて曜日の短縮、開館時間の短縮と書いた方がいいということですよ。

【石田晴美委員】 括弧書きでも、短縮についての意見募集みたいな。

【市民協働部・石井聡次長】 料金の改定ではなくて、値上げとか。

【出石稔会長】 市民向けのほうはそういうふうにして、我々意見を出す側のほうに、もしそうやって書いてあったらぱっと目が行って、意見を出すぞとなったかもしれないですね。では、それも合わせて全体的なコメントを我々の意見として入れますので、あと事務局で入れてください。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 今回はこれでよろしいでしょうか、この件は。

では、27、28ともに適当ですが、利用者から意見を聞いたほうがよかったのではないかと思います。ありがとうございました。

【出石稔会長】 それでは、29から31までが消防予防課さんですね。

では、順にとというか、29、30が手数料条例だけれども、評価案件と審査案件があるわけですね。順番でいいですか、1つずつで。

では、29番からお願いします。

【消防予防課・山田慶造課長】 消防予防課の山田といたします。よろしく申し上げます。

【消防予防課・上野良則係長】 消防予防課の上野と申します。よろしく申し上げます。

【消防予防課・山田慶造課長】 29番、逗子市手数料条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。評価案件になります。

この改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等の申請による審査に係る手数料を引き上げたことから、逗子市手数料条例の一部を改正したものです。平成30年の逗子市議会第3回定例会に上程し、議決されています。

調査書なんですが、市民参加の対象部分といたしましては2となります。

当該事業の主な対象者は危険物施設設置事業者です。

実施した市民参加の方法ですけれども、パブリックコメントと説明会を行っております。パブリックコメントの期間は、平成30年7月2日から31日まで、この間提出された意見はございませんでした。説明会につきましては、ホームページ、広報ずし、市内掲示板で開催周知して、消防本部で6月17日に実施しています。参加者はありませんでした。

以上で説明を終わります。

【吉原和行委員】 30番と内容は違うんですか。

【消防予防課・山田慶造課長】 はい。これは、3年に一回の見直しの手数料が29番で、30番は消費税に関することでございます。もともとの求めるものは同じなんですけれども、内容がそういったふうになっております。

【石田晴美委員】 危険物施設設置事業者が対象ということですが、何人ぐらいを対象に。

【消防予防課・山田慶造課長】 市内で25事業者です。

【石田晴美委員】 25事業者が動いているんですね。

【消防予防課・山田慶造課長】 危険物協会というのがございまして、その会員さんなんですけれども、この内容はものすごく大きな、石油コンビナートみたいな大きさのもので、逗子に建つようなものではないんですね。

【石田晴美委員】 では、もともとのすごい石油コンビナートとか、そういうのの手数料を上げるという。

【消防予防課・山田慶造課長】 ええ、そうです。

【石田晴美委員】 それは、国とかも上げているから。

【消防予防課・山田慶造課長】 ええ。国が上げて、手数料を条例で定めますので、逗子の手数料条例を改正するという。

【石田晴美委員】 25業者いるけれども、ほとんど関係ないということ。

【消防予防課・山田慶造課長】 そうですね…。

【石田晴美委員】 でも、それが最初からわかっているのに説明会をされたんですか。

【出石稔会長】 これは標準手数料令といって、法に基づく手数料が、やっぱり手数料は自治体が決めるんですけども、国が標準はこの金額でといって政令で出しているんです。それで、この金額に沿って基本的には条例化するんです。だけれども、条例だから、この市民参加制度の対象になってしまうんです。

【石田晴美委員】 それはいいんですけれども、でも、25しかいないのをわかっていて、25の人も、今回のこの値上げについてはあまり関係がないだろうということで事前におわかりになっていたわけですね。そうしたら、別にパブコメだけでよかったのでは。

【出石稔会長】 でも、市民参加条例だと、パブコメプラス1つなんです。かつ、必ずしも危険物の事業者とは限らない、意見だって。一般市民が、もっとこんなの高くして、逗子に来ないようになしてくれとかという意見だってあったっていいわけなんですよ、極論ね。パブリックコメントは、別にこの事業者に特定されないのです。

【石田晴美委員】 プラスもう一個必要だったから、説明会というものをしたのはしょうがない

い。わかりました。

【出石稔会長】 個人的にはあまり意味がないですよ、これは。ないけれども、制度上、そうになっている、市民参加制度上ね。

これは、もうそのまま適当とさせてください。では、次をお願いします。

【消防予防課・山田慶造課長】 30番です。同じく逗子市…。

【出石稔会長】 これは審査案件ですね、これからのパブリックコメントの審査案件。

【消防予防課・山田慶造課長】 はい、そうです。審査案件になります。

この改正、先ほど29番と同様になります。内容としては、今年の10月1日に予定されている消費税率及び地方消費税率の引き上げによるものです。

当該事業の主な対象者は、先ほど同様、危険物施設設置事業者です。

説明会とパブリックコメント、これを実施しております。説明会は令和元年6月15日に実施、参加者はございませんでした。パブリックコメントは現在実施しております。7月1日から今年3月31日まで、現時点でコメントはございません。

この改正は令和元年第3回定例会に議案として提出を予定するものです。

以上で説明を終わります。

【出石稔会長】 審査案件ですが、事実上、説明会は終わって、パブリックコメントも現在やっているさなかだということなんですが、審査会の開催時期がこの時期なのでやむを得ないですけれども、これも先ほどと同じで消費税が上がる関係で連動してということですね。

あまり意見って、我々、出しようがないような気がするんですけども。

【吉原和行委員】 10月1日からですよ。

【消防予防課・山田慶造課長】 そうです、はい。

【出石稔会長】 議会が否決することだってあり得るんです、それでも。否決されるというか、とらないわけではないですね。

よろしいでしょうか。では、これは適当とします。

続いて、31番。

【消防予防課・山田慶造課長】 31番、逗子市火災予防条例の一部改正、逗子市火災予防条例施行規則の一部改正について、ご説明を申し上げます。評価案件になります。

この改正は、消防法令に関する重大な違反がある防火対象物について、その違反内容を市の

ホームページで公表するものです。これにより、利用者などの防火安全に対する意識を高め、防火対象物の関係者に適切な防火管理業務の実施と消防法令違反の是正を促進させることを目的としています。

また、関係する火災予防条例施行規則の一部についても、同様に改正をしております。

内容ですが、公表の対象となる防火対象物は、飲食店、物品販売業店舗、ホテルや旅館などの不特定多数の方が出入りする建物や、病院や社会施設など、自力で避難することが困難な人が利用する建物で、消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備について、設置基準があるのにもかかわらず設置されていない建物になります。

調査書ですが、市民参加の対象といたしましては、2となります。

当該条例の主な対象者は、利用者及び不特定多数の方が利用する建物の所有者でございます。

実施した市民参加の方法ですが、パブリックコメントと説明会を行っております。パブリックコメントの期間は平成30年7月2日から7月31日までで、提出された意見はございませんでした。また、説明会につきましては、市のホームページと広報ずし、市内掲示板で開催周知して、消防本部で平成30年6月17日に実施しております。この説明会については、2名の参加者がありました。

この一部改正につきましては、平成30年逗子市議会第3回定例会で議決されております。

以上で説明を終わります。

【出石稔会長】 2名ですね、資料では1名になっておりますか。

【消防予防課・山田慶造課長】 すみません、2名の方がお見えになりました。

【出石稔会長】 どうぞ、続けてご意見をお伺いいたします。

2名からどんな意見がありましたか。

【消防予防課・山田慶造課長】 よくわからないということで、内容についてはこちらからご説明するような形で、何がわからないというわけではなくて、公表制度って何ですかということでお尋ねいただきまして、それでスライドのほうを用意しまして、それで説明したという内容です。

【出石稔会長】 手数料条例、結構重要な条例なんですけれども、参加は少ない…。

よろしいでしょうか。では、手続としては適当ということになります。

では、以上です。ありがとうございました。

【消防予防課・山田慶造課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 続いて資源循環課、32番。

【資源循環課・城田桃子係長】 資源循環課の城田と申します。よろしくお願いいたします。

逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の見直し方針についてというものを1件出しています。

こちらにつきましては、昨年度の財政改革プログラムの一環としまして、助成については休止をしていたものです。再開に当たりまして、電動式の生ごみ処理機を助成対象から外して再開するという改正を行うということで、市民参加手続を行ったものです。

対象事項の区分としましては、6号に該当ということで、パブリックコメントと審議会等になります。

パブリックコメントにつきましては、今年の2月1日から3月3日までで実施いたしました。特に出されたご意見等はございませんでした。パブリックコメントの周知につきましては、市のホームページとか広報ずし2月号、あとは閲覧場所として記載のとりの場所に配架しました。

審議会につきましては、今年の1月と3月に2回かけております。こちらにつきましても、特にご意見等はございませんでした。

以上でございます。

【出石稔会長】 では、こちらにつきまして、ご意見等があればお願いします。

【吉原和行委員】 調査書の3番の冒頭の総合計画実施計画の名称って、これは総合計画にはリンクしないんですか、空欄ですけれども。一番上の欄がブランクというのは、総合計画には含まれていない。

【出石稔会長】 こういうのが幾つかあるんですよね、抜けているのが。抜けているというのか、それとも、別に個別項目が全部書いていなくたって、総合計画のこの柱のこの中身のどこかに当たるというのは通常言えるような気はするんですけども、そのあたり、むしろ事務局のほうになるのかわからないけれども、過去も確かに入っていないのも結構あるんですよね。それは、総合計画にしっかりと事業として上がっているものだけ入れているということですか。

【市民協働部・石井聡次長】 過去も結構まちまちだと思います。今回のもので言えば、例えば先ほどの東逗子駅前の案件は非常に具体的に計画上、載っていますので、比較的ルーチンワークみたいなものは抜けているケースが多いんですけども、それでも、ルーチンワークであっても、計画のどこかに位置づけるということはされては、やろうと思えばできるというか。

【出石稔会長】 逆に言うと、厳密には難しいところがあるんですかね。

【市民協働部・石井聡次長】 そういう意味では、どういうふうなところでここに上げるのが審査上、適当かというところでご意見をいただければ、そのように次回は統一をしたいと思います。何章の何節ということであれば、ほぼ全ての事業は何らか関わるとは思いますので。

【出石稔会長】 予算書はどうなんですか。予算書を作成するときに、そういう欄は逗子市はないんですか。

【市民協働部・石井聡次長】 そこはないです。そういう意味での事業評価ですとか、そういうことをきちっとやっていないので、予算事業と総合計画をきれいに結びつけていない、かなり珍しい自治体だと思います。

【出石稔会長】 本来は基本構想、実施計画があつて、実施計画が全部の事業に沿っていないわけなので、それを単年度予算に落としたときに、単年度事業でもいいけれども、それはどこに当たるかというのは本来あるべきだろうとは思いますがね。じゃないと、勝手な判断でできてしまいますよね。

【市民協働部・石井聡次長】 多分できてしまう。

【出石稔会長】 ちょっとそれはまた事務的に、また議論しましょう。議論というか、調整しましょう。

中身としてはいかがでしょうか。

これはコンポストだけにするということですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 コンポストと、あとキエーロという。

【出石稔会長】 そうですか、キエーロは入るんですね。

よろしいでしょうか。では、適当とさせていただきます。ありがとうございました。

【出石稔会長】 続いて、都市整備課さん。

すみません、先程厳しく言ってしまったからペースが急に上がってしまったんですけども、言いたいことあったら言ってください。

ご説明をお願いします。

【都市整備課・鈴木繁課長】 逗子市営住宅条例施行規則の一部改正についてでございます。

当該改正に当たりまして、パブリックコメント及び説明会を実施いたしました。説明会への参加者はございませんでした。パブリックコメントにつきましても、なしでございました。

内容は、市営桜山住宅の桜山住宅の建てかえを30年度に行いまして、それに伴いまして駐車場を新たに設置したために、駐車場の使用料を定める必要が生じたところが主なところでござ

います。

利便係数というのがございまして、家賃算定にかかわる係数なんですけれども、この変更、駐車料金を定めたものでございます。建てかえ前の利便係数は0.865というところで、これは建物が古かったりということもございまして。改正後は0.944という、係数が上がったということでございます。また、駐車料金は1万円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【出石稔会長】 では、こちらにつきまして、お願いします。

【石田晴美委員】 桜山住宅の建てかえなので、もともと住んでいた人はどこか貸し住宅に…。

【都市整備課・鈴木繁課長】 民間の賃貸住宅に一旦居住をしていただいて。

【石田晴美委員】 そういう対象の方は何人ぐらいいらっしゃる。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 13世帯です。

【石田晴美委員】 そうしたら、説明会は…、もう民間だから、皆さんばらばらのところということですね。

【都市整備課・鈴木繁課長】 そうですね、それぞれ。あまり遠いところには仮住まいはなかったと思うんですが、それぞれですね。

【石田晴美委員】 その13の人たちに説明会をやりますよというふうに、例えば郵送とか、何か周知の仕方というのは…。

【都市整備課・鈴木繁課長】 それはもう事前に、まだお住まいになっている頃から…。

【石田晴美委員】 もう0.944になりますよということは言っていたんですか。

【都市整備課・鈴木繁課長】 もとものの建てかえ前の住宅には駐車場はなかったんです。それで、今回、建てかえに当たって駐車場を設定したということでございます。

【石田晴美委員】 それだと、利便係数が多分上がるよというのは、もうずっと前に…。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 その移転の説明会をやらせていただいたんですけども、それより前に。もうその時点で駐車場を設置しますということと、あと利便係数が上がりますよ、こういう結果に上がりますよということは説明させていただいております。

【石田晴美委員】 では、もうこのくらい上がりますよというのを、もう言ってある。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 そうですね。その移転の説明会の際に、もともと入っていた方には、もう直接そこでご説明はさせていただいております。

【石田晴美委員】 わかりました。結局は、対象者たちは知っていたということ。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 そうですね、はい。

【石田晴美委員】 知っていたというのはどこにも…。

【出石稔会長】 入れてもいいんじゃないですか、その他に入れて、旧居住者への説明…。

【石田晴美委員】 その対象者の人に、パブリックコメントがなくても、説明会に来なくても、十分に手を尽くしてやっていたよというのは、おやりになっているということでしたら胸を張ってお書きになられてもよかったですかなと。

【出石稔会長】 調査書3の真ん中あたりの実施した市民参加の方法に、その他につけておいて、旧住宅居住者への説明と入れたらどうですかね。今からでも結構ですから入れておけば良いですね。そうしたら説明会もゼロ、パブリックコメントもゼロだけれども、先ほどと似たような議論をしていたんですけども、直接かかわっている人に対してはきちんと手当てしているということ。それはそれで。あとはよろしいでしょうか。

では、これは適当ということ、むしろやっているということなので。では、オーケーです。

【都市整備課・鈴木繁課長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 51番は、今日配られた分。

【市民協働部・石井聡次長】 すみません、審査評価票が差し替えの1枚のぺらの51番のものになります。

【出石稔会長】 まちづくり景観課の案件ですね、別に配られた。

【石田晴美委員】 ありました。

【出石稔会長】 きょう配られた51番、まちづくり景観課。

【まちづくり景観課・須田透課長】 よろしくお願ひします。まちづくり景観課、須田と係長の三澤です。

こちらは住環境形成計画の策定ということで、総合計画に個別計画として位置づけられている計画の策定ということです。平成28年度から着手をして、今年の3月27日をもって計画決定しました。

審査の段階では、まちづくり審議会とパブリックコメントということでスタートしたんですが、昨年度、お出かけ円卓フォーラムや市民フォーラムというのを29年度に実施した報告をさせていただきまして、その場でさらに、かなり地域性の高い計画だということで市民参加をふやまして、平成30年度に実施した市民参加としましては、各小学校区ごとの意見交換会、それからその小学校区ごとで行った内容を受けて、新宿自治会というところがお出かけ円卓フォーラムというのを申し込んできましたので、それを実施しまして、あとはまちづくり審議会と、

最終的にパブリックコメントを実施しております。

順番に説明させていただきます。

まず、スケジュール表をご覧くださいんですけども、資料1。

【出石稔会長】 4枚ものしかないんですけども、今日配られたやつ。

【市民協働部・石井聡次長】 資料1は前回。

【まちづくり景観課・須田透課長】 資料1が今回、この策定全体の状況が示されていて、オレンジ色というか、下の赤っぽい色分けしたところが平成30年度になります。まちづくり審議会4回、それから小学校区での意見交換会とお出かけ円卓フォーラムと、最終的にパブリックコメントとなっております。次に、まずは実施した市民参加は、結局30年度は、最初にありますようにパブリックコメント、審議会とワークショップとその他というところになっております。

まず、小学校区ごとの意見交換会の概要につきましては、各小学校区で7月から8月、9月にかけて実施しております。それぞれ資料のほうに参加人数や、詳しい内容を記載しておりますが、池子小学校区だけは住民自治協議会の代表者会議と同時に開催したもので、かなり議題が多くて、こちらの時間、意見交換の時間がとれなかったということで、実際40名の方に参加していただいたんですが、こちらからの説明のみとなっております。その後、意見等があれば個別、もしくはパブリックコメントでお寄せくださいという説明に終わっております。ほかの小学校区につきましては意見交換を行いました。

次に、ワークショップですけども、その意見交換を受けて、逗子小学校区の中の新宿自治会というところが、さらに住民、自治会のメンバーを呼んで個別に意見交換をしたいということで、お出かけ円卓フォーラムを行っており、これは新宿会館で10月14日、21名の参加ということで、そこでも意見を伺っています。

まちづくり審議会ですけども、また違うペーパーのほうの様式になりますが、まちづくり審議会は全部で4回、5月、10月、12月、2月ということで、それぞれワークショップや、あるいは意見交換会で出された意見を反映した案を審議会にかけて、そこから意見をもらうという形でやまして、小学校区の意見交換会、円卓フォーラムの意見をもとに、何か所かの計画の修正を行っております。大きいところは高さの表記については少し控えてほしいとか、そういうところがいろいろありましたので、それを踏まえた案をまち審のほうにかけて意見をいただいて、最終的な案をパブリックコメントにかけております。

パブリックコメントは、今年の2月19日から3月20日の期間で行っています。意見の提出は、

お二人から11件の意見が出されております。余り多くないというのは、恐らく小学校区ごとの意見交換会でかなりの意見が出ていますので、最終的にパブコメの意見は少なかったものというふうに思っております。

市民参加実施状況については以上になります。

【出石稔会長】 では、こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問をお願いします。

【石田晴美委員】 市民意見交換会、122人の方にご参加いただいたということで、大変よかったと思うんですけども、122人の人がすごく意見を言ったことは、この報告書を見ればわかるんですが、言って、それが反映されないと、せっかくの市民参加でも、行っても無駄じゃないかということになってしまうと、次に同じようなことがあってしても行かないとなってしまうので、今回の122人の方のご意見というのは反映されたんですか。

【まちづくり景観課・須田透課長】 先ほど少し触れましたが、小さいところから大きいところまで反映しています。特に高さの表記であるとか、幾つかの、どの小学校区からも出た意見であるとか、そういうものについては修正をした案を審議会にかけて、そのやりとりの中で変更の修正をしています。

【石田晴美委員】 そのこともフィードバックにかけていらっしゃるんですね。皆さんからたくさん意見をいただいたので、それに基づいて修正をしましたというのを報告しないと、やりっ放しになってしまうと。

【まちづくり景観課・須田透課長】 個別の箇所は伝えていませんけれども、結果、こういう案になりますという案がパブリックコメントで提示されますというのは、各意見交換会の最初に伝えてお知らせしていますので、すごく興味のある方は、パブコメが始まったときに、自分の意見がどうなったかなというのは確認できていると思います。

【石田晴美委員】 わかりました。

【出石稔会長】 ほかはいかがでしょうか。

この計画は、これが基幹計画になるんですね。

【まちづくり景観課・須田透課長】 これは個別計画になります。

【出石稔会長】 個別計画か。

【まちづくり景観課・須田透課長】 なので、これから今度はまちづくり3条例の規則などの改正につながっていく重要な計画です。

【出石稔会長】 非常に手続の有効性を示せたと思います。さすが元市民協働課ですね。

よろしいでしょうか。では、適当とさせていただきます。

【まちづくり景観課・須田透課長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、財政課さんは5番。お願いいたします。

【財政課・佐藤多佳子課長】 財政課の佐藤です。

消費税の税率引き上げに伴います公共施設使用料改定について、ご説明いたします。

令和元年、今年の10月に予定されております消費税の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料につきまして、来年4月からの増税分の転嫁を行うため、所要の条例規則等の改正をするに当たり、市民参加手続を実施するものです。

まず、市民参加の内容につきまして、調査書に沿ってご説明をいたします。

市民参加の対象事項の区分といたしましては、(2)番「市民に権利を与え、又は義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃」としております。

当該事業の主な対象者といたしましては、公共施設の利用者となります。

事業の概要につきましては、消費税率の引き上げに伴います公共施設使用料の消費税の増税分の転嫁を行うものです。

実施する市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントとその他ということで、市民説明会のほうを予定しております。

次に、消費税の転嫁の方法などにつきまして、おつけしております資料の2に基づきまして、ご説明を簡単にさせていただきます。まず、考え方として資料の1番、改定の考え方とございますが、現行の料金を108で割って、そこに110を掛けるという形で、消費税の増税分を利用料・使用料に転嫁をしていくというふうに考えてございます。それで、円単位を四捨五入するという考え方になっております。

改定の時期といたしましては、来年の4月1日です。

改定の方法は、各施設の設置条例及び規則の改正によるものということで、対象となる条例規則につきましては、そちらのほうに列挙してあるものというふうに考えてございます。

以上で説明を終わります。

【出石稔会長】 これは審査案件でしたね。今年度、これから市民参加手続が行われるということですが、具体的には資料1のスケジュール表の手続ですね。

【吉原和行委員】 消費税は10月から上がるのに、値上げは来年4月1日からなんですか。

【財政課・佐藤多佳子課長】 はい。これにつきましては、10月に上げるという考え方もございましたが、年度の途中で利用料金等が上がるということの不都合といたしますか、そういった

ところを考慮しまして、年度の切りかえである4月に整備をしたいというものでございます。

【吉原和行委員】 ただ、消費税って国に払うんでしたっけ。

【財政課・佐藤多佳子課長】 そうです。

【吉原和行委員】 その分は、値上げされた分は市の負担になるんですか。

【財政課・佐藤多佳子課長】 そういうことになります。

【出石稔会長】 どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 資料2の改定の考え方で、現行料金に110を掛けて四捨五入ですけれども、例で、現行500円というのを計算すると509.259となって、これだと四捨五入しちゃうと509円になるのかなと思うんですけども。

【財政課・佐藤多佳子課長】 円単位を四捨五入しまして、10円単位で見るということで、すいません。

【川戸裕佑副会長】 そうしますと、細かいんですけども、この同じところの2の改定時期で、使用料の条例が2020年4月1日施行で、すみません、改定の日が4月1日、先ほど説明のあったとおり。施行期日が2月1日とあるけれども、どういう意味ですか。

【財政課・佐藤多佳子課長】 施設によりましては、2カ月前から利用の予約を始めるということですよ。

【川戸裕佑副会長】 わかりました。

【出石稔会長】 ちなみに、先ほどと逆になるんですが、仮に消費税が値上げされなかったら、10%に上がらなかったら、これは条例がいつだといったっけ、10月でしたっけ、場合によっては中止するんですか。

【財政課・佐藤多佳子課長】 そうですね。今、やる前提で進めておりますが、万一、そういうことだとすると、検討はする必要があるかなと思います。

【出石稔会長】 市民参加手続きとしてはよくわかりました。

【吉原和行委員】 年度中だから値上げしないという…、値上げしてもいいということですか。

【財政課・佐藤多佳子課長】 はい、おっしゃるとおりです。現にやっている自治体もございまして、上げるか、上げないかも含めて時期もそうですけれども、各自治体の判断となります。

【出石稔会長】 そういう意見がちゃんと出てくるといいですね、パブリックコメントから。確かに言い方を返せば、利用しない人も増税分を負担するということだから、4月1日施行ということは。

【吉原和行委員】 わかりにくいですね。

【出石稔会長】 だからだめだというふうには…、良いんですよ、出して。それで、そういう論点はあるねということで伝えて、市民参加手続のときにそういうのを伝えてもらえればいいので。おかしいと我々が言う権利はないと思います。ただ、論点ではありますよね。私が申し上げたとおり、上げる時期が後になるということは、その10月から3月までの間の消費税が上がった分は一般市民が負担することになりますものね、利用者じゃなくて。

【石田晴美委員】 ただ、パブリックコメントではこういうふうに上げますと言って、それでパブリックコメントで、普通そこまで読めないですよ、論点が。だから、もしも本当に意見を吸いたかったら、今までのこういう決定の経緯みたいなので、4月1日からではなく10月1日からという意見もありましたが、本市はこうしましたと。それで、影響等もあったけれども、だからご負担いただくことになり出すかもしれないですけども、多分、でも、そんなに見ないかなという気はしますけれどもね。

【出石稔会長】 そう思いますけれども、でも、そのぐらい出してあげたほうが本当はいいと思いますよ。間に合わないかもしれないけれども、でも、市民の負担だからね。

【石田晴美委員】 普通だったら、そんな消費税が上がってしまうから仕方ないよねではなくて、皆さんからとくに意見を聞きたいことはというのは、言われてもいい気はします。

【出石稔会長】 そうですね。これは増税じゃない時期に上げる理由というのは、ちゃんと示したほうがいいのかもいけませんね。逆だったらね、10月1日なのに、実際にはもっと早く上げるなんていったら、相当市民は…。

【石田晴美委員】 そうですね。

【出石稔会長】 では、その点はしっかりとパブリックコメントのときに趣旨がわかるような説明をつけてやってください。パブリックコメントなり説明会、説明会だけ。

【財政課・佐藤多佳子課長】 両方です。

【出石稔会長】 では、それをつけたほうがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、適当とさせていただきます。今のでよろしくお願いします。

【財政課・佐藤多佳子課長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 続いて、環境都市課が4です。

では、お願いします。まず、1件目、14番ですね。

【環境都市課・平元雄大主事】 環境都市課の平元と申します。よろしくお願いします。

環境都市課は、資料ナンバー14番から17番で、初めに評価案件3件、昨年度の市民参加手続きに関する評価案件を報告させていただきまして、最後に今年度実施をする審査案件をお願いできればと思います。

まず、一番最初です。評価案件でございます。逗子市環境基本計画行動等指針の改定ということで、市民参加の対象事業の区分として1号で実施をしております。環境基本計画自体が総合計画の中の基幹計画という位置づけでございまして、その基幹計画の実際の行動の方針を定めるというものになりますので、1号という中で実施をさせていただきました。

主な対象者は市民、事業者。

実施した市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと審議会等。

前回の審査会での審査結果の指摘事項は特にございませんでした。

一番下の実施時期といたしましては、平成30年7月、10月に審議会を行い、翌年31年2月から3月にかけてパブリックコメント、31年3月に計画改定という流れでございます。

それぞれ市民参加の具体的な内容といたしましては、パブリックコメントに関しては、周知方法は市のホームページと広報ずしの2月号で周知をいたしまして、ごらんの閲覧場所で閲覧をいたしました。時期としましては、2月19日から3月20日の水曜日まで、結果につきましては市のホームページで公表と、あと各閲覧場所で公表いたしまして、お一人の方から10件のご意見をいただいております。ご意見自体は後ろに資料としてつけております。

審議会につきましては、環境審議会にかけまして、こちらは公募市民の数が全体10名に対して4名の審議会でございます。こちらで7月2日と10月29日の2回ご審議をいただきまして、その後、先ほど申し上げたようにパブリックコメントをかけて計画改定という流れでいたしました。

雑駁ではございますが、以上でございます。お願いいたします。

【出石稔会長】 やはり元市民協働課の方なので、説明がちゃんとしていますね。

どうぞ、ご意見がございましたらお願いいたします。

【吉原和行委員】 一言で、どういう方針の、指針の変化があったか、改定前と改定後で。

【環境都市課・大澤道英副主幹】 こちらにつきましては、総合計画を頂点とします環境基本計画が基幹計画ということで、総合計画、基幹計画、個別計画の基幹計画に位置づけられております。総合計画が8年間、4年間の前期・後期掛ける3ターンをもって総合計画の計画期間としているんですが、市民のほうの取り組むべき指針を直すのも、この8年間をベースにしまして半分の4年間、前期・後期の間に、この行動等の指針を見直すという規定で考えておりま

す。ですので、こちらの修正については、あくまで4年間を経過したことによる時点修正ということで、法律上の改正事項であったりとか、新たな政策課題について反映したのが、今回の見直しということになります。

【吉原和行委員】 何が変わるんですか。

【環境都市課・大澤道英副主幹】 具体的には、すこし細かいですが、CO₂の削減という部分では、間にパリ協定ということで、CO₂削減方針が世界的に定まっているですとか、そういうトレンドの中で。それから、最近課題になって出てくるのが海洋プラスチックの問題だとか、そういった新しい行政課題も出てきましたので、その部分についても市民の取り組む指針としては、こういった視点を加えて我々としては活動したいんだというご意見もいただき、反映をしております。

【出石稔会長】 どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 全体の流れを見てみると、まず、審議会を昨年7月と10月にされて、その後パブリックコメントが、今年2月から3月にされていまして。それで、パブリックコメントで10件来たんですが、この内容の採否って、〇が多いということは素案が修正されているということですね。

【環境都市課・平元雄大主事】 はい、そうです。

【川戸裕佑副会長】 その修正は、審議会等はやらないんですか。

【環境都市課・平元雄大主事】 そうですね。審議会の委員の皆様にもメール等での報告等は差し上げましたけれども、あくまで審議の段階で、この後パブリックコメントにかけますということをお伝えをした上で、それでいただいたご意見が、大きく、再度審議会を開くというようなレベルのものでもなかったもので、そこで変更を加えて、最終的にこうなりましたという報告を審議会委員の皆様にも差し上げたというところです。

【出石稔会長】 では、よろしいでしょうか。

では、こちらも適当とさせていただきます。

では、次、お願いします。

【環境都市課・平元雄大主事】 では、続いて評価案件でございます。

続いては、逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金の見直し方針についてでございます。

こちらは、市民参加の対象事項の区分としては第3号「市民生活に重大な影響を与える制度

の導入及び改廃」ということで実施をいたしました。

概略としては、スマートエネルギーに対する補助金を条例規則ではなくて要綱で運用しておりますため、第3号ということでの市民参加をかけております。

これは、実施した市民参加の方法といたしましては、パブリックコメント及び審議会等でございます。こちら審査結果の指摘事項は特にございません。実施時期といたしましては、こちらは7月に審議会をかけた上で、平成30年9月から10月にパブリックコメントをかけております。

それぞれ具体的な中身といたしましては、パブリックコメントは市のホームページと広報誌し9月号で周知を行い、ご覧の閲覧場所で閲覧をいたしました。9月4日から10月3日まで閲覧をいたしまして、結果の公表につきましては、市のホームページと閲覧場所で、こちらにしましては、残念ながら意見はゼロ人ということでございます。

続いて、審議会に関しましては、先ほどご案内したものと同一環境審議会にはかりまして、7月2日にご議論をいただきました。その後パブリックコメントを行い、要綱の変更というような流れになっております。

以上でございます。

【出石稔会長】 では、こちらはいかがでしょう。

【吉原和行委員】 補助金の廃止ですね。

【環境都市課・平元雄大主事】 こちらは以前の評価案件でもあったかもしれませんが、財政対策プログラムの中で補助金の廃止方針が出まして、それで改めて市民参加手続を受けた上で判断をしたというようなところでございます。

【出石稔会長】 もとはどのぐらい申請があったんですか。

【環境都市課・大澤道英副主幹】 年間20～30件程度で、予算は、最後のほうは3万円の機器補助とHEMSという、それを評価する、画面表示をする器械が5,000円の補助だったので、予算で最終年度は99万円の予算の中で約30件程度になるかもしれません。

【出石稔会長】 特に審議会からも、これはやめることについてどうこうという、反対意見はなかったですか。

【環境都市課・大澤道英副主幹】 実際、この補助金自体は、この手続を実施した30年度、休止という扱いにしておりましたのと、あと、実際にこの対象施設の中に、例えばスマートエネルギーの機器の中で、ある程度、もう導入になった、エネファームですとかはある程度認知されたという部分もあったので、余り今回の補助金については補助対象で利用した方だけが恩恵

を受けるようなタイプの補助金だったということもありまして、これについては特段のご指摘はありませんでした。

【出石稔会長】 では、これもよろしいですね。

わかりました。適当といたします。

続いて16番、お願いします。

【環境都市課・平元雄大主事】 では、続いても評価案件でございます。

返子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプランの見直しでございます。

市民参加の対象事項の区分としては、1号「市の総合計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更」でございます。こちらのアクションプランは、総合計画の中の個別計画に位置づけられているものになりますので、1号として市民参加を実施いたしました。

主な対象者は市民が対象で、実施した市民参加の方法はパブリックコメントとワークショップ等でございます。

審査会でご指摘いただいたのは、ワークショップの開催についての周知の関係でございましたので、開催に際しましては広報ずし及び市ホームページにて周知を行いました。実施の時期といたしましては、8月にワークショップを開催いたしまして、翌年の2月、3月にパブリックコメント、続いて3月に計画改定という流れで進んでおります。

具体的な内容といたしましては、パブリックコメントは周知方法、市ホームページと広報ずしの2月号で周知をいたしまして、閲覧場所はごらんの閲覧場所、通常閲覧場所に加えて歩行者と自転車を優先するまちということもございましたので、市営駐輪場のほうでも周知をしております。2月19日から3月20日にかけて行いました。結果の公表につきましても、市ホームページとごらんの閲覧場所、通常閲覧場所に加えて市営駐輪場のほうで結果の公表をしております。こちらに関しては、5名の方から16件の意見をいただいております。

続いて、ワークショップにつきましても、市ホームページと広報ずしで周知をいたしまして、8月30日にワークショップを行いました。こちらの意見をもとに、先ほどご案内をいたしましたパブリックコメントにかけまして、計画の改定という流れになっております。

では、報告は以上でございます。

【吉原和行委員】 ワークショップの参加人数は9名ですか。

【環境都市課・平元雄大主事】 はい、9名でございます。

【出石稔会長】 9名が正しいんですか。

【環境都市課・平元雄大主事】 この資料に添付しております9名というのが、事務局職員も含めた数字になっておりました。説明が不足しておりましたが、市民の参加は4名になります。

【出石稔会長】 では、ワークショップは9名で行われたんですか。

【環境都市課・平元雄大主事】 はい、そうです。

【出石稔会長】 どうぞ。

【石田晴美委員】 最初にこれは市民参加制度審査会で、ワークショップの開催について周知を適切に行ってほしいということ言っています。結局、歩行者と自転車を優先するまちなので、普段行っていらっしゃるものよりももっと、アウトリーチではないんですけれども、行ってほしいという意味だったのかと思います。これは、変な言い方をすると普通にやったということではないので、普通に行うのであれば工夫して行ってほしいという指摘事項は出ないので、もっと工夫して、普段以上にもっとやってほしかった。例えば歩く人というと、団体さんとしては老人会とか、あと小さい子どもたちがいる人とか、あと、例えば自転車の2人乗りとか3人乗りとかをしているのであれば、保育園とか小学校とか、あとは町内会とか、もっと聞かないと、歩行者と自転車を優先するまちというような意見は出なかったんじゃないのかなと思っての指摘事項なので、普通にやったというのは工夫してやったということにはならない、改善したというふうには見えないかなというふうに思います。実際、ワークショップも残念ながら4人で、ただ、1つのまとまって9人だって有意義な意見交換はできたと思うんですけれども、もっとやってほしかったなというふうに…。

【環境都市課・平元雄大主事】 確かに、それこそ新たな方というか、今まで関心のない方とか。パブリックコメントでは、実際に件数もある程度来ましたし、来た方のお名前を見ても、従来から活動を頻繁にされている方でないような方からもご意見をいただいたというのはよかったなと思うんですけれども、その前段階のところは、こちらもできるだけ新しい方というか、既存の方ももちろんご意見いただくとともに、新たな方からもというのは確かに重要ではあるんですけれども、結果的には、いわゆる既存の方というか、従来から熱心に活動されている方だけにとどまってしまったというのは反省点ではございます。

【吉原和行委員】 これは普通やることなんでしょう、広報ずしと市ホームページに周知するというのは。

【環境都市課・平元雄大主事】 やる場合と、もちろんやらない場合もありますけれども、ただ、そこまで突飛な、確かに石田先生がおっしゃるように、突飛な方法ではないです。

【吉原和行委員】 工夫を凝らしたというのは見受けられない。

【石田晴美委員】 チラシでも、老人会とかいろんなところに配るとか、各戸配布とか、何かそういう工夫でもあれば。

【出石稔会長】 そういう指摘をしたわけですね。我々がここでしているということは、要はそういう通常以上の周知を期待したものに対して、この答えがこれだと、確かに適切という意味が、通常どおりやるのが適切になってしまうので、これは。それ以上にとというのが、審査会でのリクエストでしたので、コメントを我々もしなくてはいけないかなという気はします。結果的にはゼロではなかったし、それなりの活発な議論もされているんだけど、もしかしたら、そういうさらに、先ほど石田先生が言われたような方が参加できるかもしれない。それは意見として出させていただきます。

【環境都市課・平元雄大主事】 わかりました。

【出石稔会長】 ただ、適当は適当でいいですかね。

【石田晴美委員】 条件つきではないですか。

【出石稔会長】 条件つき、意見を出したから。

【石田晴美委員】 適切に行ってほしいと言って、適切にしてはちょっと。

【吉原和行委員】 条件つきだと思いますよ。こうやって審査会で、あえて指摘されているわけだから。

【出石稔会長】 あと、ほかに何かありますか。

【川戸裕佑副会長】 何かのイベントで、逗子小のボランティアとかもこれと関係していますか。

【環境都市課・平元雄大主事】 ここによくかかわってくださっている団体が3月に行われている共育フェスティバルのなかで、自転車教室を主催しています。イベントに引っかけてというところもありましたが、3月末で、それこそパブリックコメントも終わっているぐらいの時期だったので、タイミングがあわないというのはございました。

【出石稔会長】 では、この点は、やはりこの審査会も審査と評価という連動がある以上、少し残念なところがありましたので、条件つき適当として、ワークショップの周知をしっかりと、それについてやってほしかったというようなことをつけ加えておきます。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、それをお願いします。

【環境都市課・平元雄大主事】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、17番。

【環境都市課・平元雄大主事】 最後の案件でございます。続いては、今年度、これから実施をするものの審査案件でございます。

対象事項の名称といたしましては、市営駐車場条例の改正（買い物客用臨時駐輪場の有料化）についてでございます。

市民参加の対象事項の区分は2号「市民に権利を与え、又は義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃」ということでございます。主な対象者は自転車・バイク利用者です。

事業概要につきましては、買い物客用臨時駐輪場というものを運営をしております、主に市営の駐輪場、逗子駅、新逗子駅の周辺の駐輪場に関しては、24時間利用可能な有料の駐輪場でございますが、以前からかなり、10年ほど前に商店街から要請があって、無料で市の土地を使って、時間帯限定、日中限定の無料の臨時駐輪場というものを長らく運営をしておりました。ただ、商店街のほうから管理運営が難しくなったということと、あとニーズ等も含めて問題提起がございましたので、現在、商店街は、運営からは一回退いております。今は暫定的に市で、無料という状態で維持はさせているんですけれども、それを時間限定ではなく24時間利用可能な有料駐輪場に変更するために、条例改正を行っていくものでございます。

内容といたしましては、市民参加の方法はパブリックコメントとその他説明会、意見交換会を予定をしております。

実施する市民参加の方法を選択した理由といたしましては、まず、主な対象者が自転車・バイクの利用者でございますので、具体的な利用者の方に対面で詳細な説明を行った上で、直接的に意見聴取をするため説明会を行い、さらに最終的に幅広い意見を聴取するという一方で、パブリックコメントを実施することを想定をしております。

具体的な中身といたしましては、パブリックコメントは市ホームページと広報ずしで周知をいたしまして、規定の閲覧場所と規定駐輪場で閲覧をし、11月1日から12月2日を予定をしております。

続いて、次のページでございます。

説明会、意見交換会につきましては、一番下の部分でございますが、やはり市のホームページと広報ずしの10月号と、あとその他、買い物客用の駐輪場が実際に場所としてございますの

で、パブリックコメントの周知をします。どうしてもちょっと無人の場所なので、パブリックコメントの冊子自体は置けないんですけども、周知は行うんですが、説明会のチラシ等の周知はできるかなと思いますので、買い物客用の臨時駐輪場そのものと、あともともと先ほど商店街用の駐輪場としてというお話ございましたが、銀座通り商店街で主にこれまで管理運営をしていたということもございますので、商店街にもご協力をいただきながら説明会の周知をしていければなと思っております。10月に説明会を開催して、その後、パブリックコメントを行い、条例改正を行いたいと考えてございます。

雑駁ではございますが、以上でございます。

【出石稔会長】 では、この予定案件につきまして審査をします。ご意見等ありましたらお願いいたします。

【石田晴美委員】 中に入っているんですけども、ニーズはあるんですか、お金を払ってとめるんですか。

【環境都市課・平元雄大主事】 恐らくニーズ自体は、これから事業者を呼んで、その調査をしていくところでございますけれども、今までは買い物客用だけで運営をしておりましたが、すぐ近くの有料駐輪場がほぼ通勤通学で利用されているのですが、そこはもうあふれるぐらいの状態になっています。なので、ニーズ自体はあろうかなと思っています。

これは市民参加とは関連しないんですけども、設置をするとしたら、今までの市営駐輪場は市で機械の設置をして、そこで運営をしていくというような形なので、最終、持ち出しが出てしまうと市にとってリスクになってしまいますけれども、今考えている方法に関しましては、運営する業者に設置をしてもらい、その収入は業者に入るような形で、土地代は市に入るような形というので、一番高い賃料を出したところに、運営をお願いするというような形で考えておりますので、それも含めて事業者ニーズ調査をしておるんですけども、事業者で調べた限りでも、ある程度のニーズは見込めそうというのは話をいただいております。すみません、市民参加以外の部分も含めて。

【石田晴美委員】 そうしたら、ニーズがあるというのは、その辺りに住んでいる人ということですね。

【環境都市課・平元雄大主事】 周辺というよりも、主に通勤通学で使われるので、逗子の駅から自転車・バイクで来ないといけないぐらいの距離の方、市民だけでなく葉山の方あたりが、今のほかの駐輪場の様子を見ても、そのあたりが利用者層になろうかなというところなんです。

【石田晴美委員】 そうすると、料金をとるので、今度こういうことをやりますという周知の

意味も込めて、単にホームページとか広報ずしだけではなくて町内会とか、そういうところに説明会のパンフレットなんかをお配りになられたり……。

【環境都市課・平元雄大主事】 難しいのが、比較的自治会・町内会は、現役を引退された世代の方が中心になられているので、回覧だったりとかを含めれば、可能性はあろうかなとは思いますが、比較的、駐輪場の今の市営駐輪場の利用者層とで主に動いている方の層が重ならない方のほうが多いかなという印象はあります。ただ、石田先生がおっしゃるような、利用者層にいかにリーチをかけるかというところなので、そこは確かに検討の余地はあろうかなと思います。

【吉原和行委員】 あの駐輪場に、看板を立てて説明するとかすればいいんじゃないですか。

【環境都市課・平元雄大主事】 既存の駐輪場ですね。既存の駐輪場のところは、今のこのところでも記載をしておりますけれども、市営駐輪場自体の周知は行っていいかなと。

【吉原和行委員】 臨時買い物客がただで使っている。

【環境都市課・平元雄大主事】 現在の駐輪場ですね。そこにももちろん、こういうふうに変えていきますよという周知はいたします。

【吉原和行委員】 それは看板か何かで。

【環境都市課・平元雄大主事】 看板というよりも、周りがフェンスになっているので、そのフェンス上に張り紙を張っていくような形です。

【吉原和行委員】 そこで説明会周知すればいいんじゃないですか。

【環境都市課・平元雄大主事】 そうですね。そこで説明会の周知はしますし、あとパブリックコメントを行うときもこういう形で、パブリックコメントは、物自体は無人になるので置けないんですけども、パブリックコメントをやっていますよとか、ホームページに行けば見られますよというような内容は、今使っている方に、無料から有料になるということも含めて周知は絶対必要かなと思いますので、そこは確実にやろうと思っています。

【吉原和行委員】 反対が出るんじゃないですか。

【環境都市課・平元雄大主事】 なので、今後、運用の中ですけれども、例えば一部時間帯を、無料の時間帯をつくるであったりとか、そのあたりも含めて、今、案は考えているところです。

【川戸裕佑副会長】 これって逗子銀座通りの1個の駐輪場について、時間限定ではなく24時間にして営業をするという話ですか。

【環境都市課・平元雄大主事】 逗子銀座通り専用の駐輪場というわけではなくて、今までの位置づけなんですけれども、運営自体は、運営管理は逗子銀座商店街がやっておったんですけ

れども、あくまで商店街用の駐輪場として開設をしておりました。細かい話になってしまうんですけども、逗子駅周辺の商店街が、中央商店街連合会、いわゆる中商連、銀座通り商店街以外の幾つかの商店街がまとまった団体があるんですけども、そこからも商店街の駐輪場としてということで過去に要望をいただいた経緯があって、その中心だったのが銀座通りの商店街だったので、銀座通りの方に、今まで鍵のあけ閉めだったり、清掃だったり、そういった管理運営をしていただいていたというところですね。

【川戸裕佑副会長】 何が言いたかったかといいますと、パブリックコメントをするに当たって、どの駐輪場かというのを明確にさせていただけるといいなと思いました。

【環境都市課・平元雄大主事】 どこの駐輪場が対象になるかということですね、わかりました。

【出石稔会長】 そのあたり大体同じ意見で、しっかりと周知がされるという、場所を特定して、それを利用している人たちを中心にしっかりと説明会とパブリックコメントが周知できるようにしてください。

【石田晴美委員】 パブリックコメントのサブタイトルですよ。どこの駐輪場が有料になりますというのと有料駐輪場が増えますという、2つですよ。お金を払ってでも入りたい人にとってはプラスのことで、今までお買い物でただの人は嫌なことだから、それがよくわかるように、今、ふえている対策のために増えますというのをサブタイトルでもいいので、パブリックコメントは買い物客用臨時駐車場の有料化だけだと、わからないので。

【出石稔会長】 そのあたり、わかりやすくしてください。では、それをつけましょうか。しっかりと周知、場所を明記。

【石田晴美委員】 周知と、パブコメの周知方法ですよ。

【出石稔会長】 意見をつけて、これは適当ということで、そういうことですね。

【石田晴美委員】 はい。

【出石稔会長】 では、これは先ほどと一緒に、それで今度評価のときに、いや、実は何もやっていなかったとなると、従来どおりだと、今回の、1個前と同じように条件つきになるかもしれませんので、できることはやってください、できる範囲で。

【環境都市課・平元雄大主事】 はい。

【出石稔会長】 では、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、ありがとうございました。

【環境都市課・平元雄大主事】 ありがとうございます。

【国保健康課・西海隆副主幹】 国保健康課の西海と青山です。お願いいたします。

急遽、本日の予定に入れさせていただきありがとうございます。

それでは、逗子市自殺対策計画の策定について説明いたします。

実施した市民参加の方法といたしましては、パブリックコメント及び懇話会の2つです。

まず、パブリックコメントにつきましては、市ホームページ及び市内各施設において案を公表し、平成31年2月8日から3月11日までの期間で意見募集を行いました。意見は全部で20件であり、その結果の公表につきましては、市ホームページに掲載するとともに、案を公表した市内各施設につきましても配架いたしました。

次に、懇話会につきましては、公募市民2名、民生委員、児童委員、逗子警察署、鎌倉保健福祉事務所の職員を初め、社会福祉協議会や教育研究所から相談員各1名、そしてアドバイザーとして精神科医及び司法書士の先生の計10名の参加で、平成30年8月、平成31年1月及び3月の計3回開催しました。懇話会の議事概要や配付資料につきましては、開催後、速やかに市ホームページに掲載いたしました。

以上、2つの市民参加の方法を実施して、平成31年3月に逗子市自殺対策計画を策定いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【出石稔会長】 では、こちらにつきまして、よろしくお願い致します。

【川戸裕佑副会長】 パブリックコメントをやった後に審議会を開いているような気がします。パブリックコメントは何か、審議会では話されたりしているんですか。

【国保健康課・青山恭子専任主査】 どのような内容が上がったかと、それからそこでご意見いただいたところがどのような形で反映されているかと、そういうことをご説明申し上げました。

【出石稔会長】 これは副会長が言われたとおり、確かにそのほうがよりパブリックコメントの結果が第三者機関、公募市民も入ったところに伝わるからいいと思うんです。ただというか、否定はもちろんしないんですが、1つだけ気をつけなければいけないのは、パブリックコメントが終わった後、審議会等にかけて、懇話会等にかけて、そこでまた修正が入ってしまうと、もう一回パブリックコメントに、パブリックコメントは最後の案で行うところなので、こういう場合、それでも重大な修正をさらに審議会等でやる場合には、もう一回パブリックコメント。でも、今回は、この3月28日に結果を全部踏まえて、反映したのがないからということもある

んでしょうけれども、それはそれで説明されて、委員の方に、こんな意見があったけれども、これでいいねという形になっているわけですね。

【石田晴美委員】 逗子市に心療内科とか精神病についてのお医者様とかって何人かいらっしやる。

【国保健康課・西海隆副主幹】 はい、何人かいらっしやいます。

【石田晴美委員】 そういうところに、例えばパブリックコメントは直接冊子を、そんなにすぐ多いわけではないですよ。逆に医師会、ここの中に医師会、医師の先生が入っていらっしやるから、医師会を通じて配布してもらおうとか、自殺を本当に考えている人にこれを渡すのは、それは救いなので、やっぱりそういうところとか、あとはどこでしょうね。実際に、いつも自殺を食い止めようとされて努力されていらっしやるところの方に、お忙しいだろうけれども、行かないと、結局これというのは行かないような気がします。

【川戸裕佑副会長】 20件ですけども、1名ですものね。

【石田晴美委員】 そう、お一人なんですよ。

【出石稔会長】 本当に今日ずっと、実はほかの案件でも出ていたのが、やっぱりこの政策にかかわる人に意見を出してもらおうというか、こういうことをやっているという事実を周知するということが大事なんだろうというお話なんですよ。今日はずっとその話が大体どこでも出ているので、これの自殺の予防をするためのいろんな、それこそセクションに聞くとかというのは大事なんじゃないかなと思います。これは終わったことだけれども、今後の参考にしていただきたいと思います。また改定なんかもあるかもしれませんから。

【国保健康課・西海隆副主幹】 はい。

【出石稔会長】 ほかはよろしいでしょうか。

では、適当としたいと思います。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 ありがとうございます。

【国保健康課・西海隆副主幹】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、これで以上ですか、今日の分。

【市民協働部・石井聡次長】 以上でございます。

【出石稔会長】 そうしたら、次回のこともあるでしょうから、その他ですね、事務局のほうでお願いします。

【市民協働部・石井聡次長】 まず、本日分の審査内容についてですけれども、審査評価表を提出いただきまして、こちらで取りまとめ整理をしまして、会長とも相談の上、答申案のほうを作成いたします。それがまず本日分の流れでございます。

次回、先週、流会となってしまった分の審査なんですけれども、8月5日、月曜日の午前9時からで、今、各委員からいただいたスケジュール上では何とか都合がつくかなというところなのですが、いかがでございましょうか。8月5日、月曜日の午前9時です。

【出石稔会長】 では、この段階で決めていいですか。5日の9時。

（「はい」の声あり）

【出石稔会長】 では、よろしく申し上げます。

【市民協働部・石井聡次長】 よろしく申し上げます。こちらからは以上です。

— 了 —